



ステップアップ 畜産！



西部農業事務所家畜保健衛生課（西部家畜保健衛生所）
〒370-0074 高崎市下小島町 233
TEL 027-362-2261、FAX 027-362-2260

～記事～

- ★県内の豚熱発生農場（8例）における共通問題点はココ！
- ★ワクチン接種都府県における免疫付与状況確認検査の結果
- ★口蹄疫とアフリカ豚熱の海外における発生状況と防疫対策の徹底について
- ★農地を埋却地とする場合の農地転用許可制度について
- ★野生いのしし豚熱検査実施状況について（R4.4.1～R4.6.30検査）
- ★暫定排水基準の見直しがありました
- ★豪雨災害に対する備えをしましょう

～添付資料～

- ★豚熱発生予防のために
- ★埋却地を確保するために農地を用いることは可能です
- ★農作業中の事故を防ぎましょう！！－畜産における「墜落・転落」編－

★県内の豚熱発生農場（8例）における共通問題点はココ！

－国の疫学調査結果において共通の問題点が指摘されています－

<問題点>

- 1 畜舎専用長靴及び専用作業着着用が未実施もしくは不十分
- 2 消毒をしていない井戸水を豚に給与していた
- 3 農場が豚熱感染いのししがいる山林・農地などから雨水が入りやすい場所に存在



<対策>

■豚舎毎の専用作業着着用、長靴の交換、手指の消毒（手袋）を確実に実施！

- ・更衣室がなくても、着替え等をビニール袋やケースに入れて豚舎前で着替える等創意工夫が必要です
- ・衛生管理区域内にもウイルスが存在することを前提として対策を行いましょ



■井戸水は消毒して使用してください！

- ・給与する水に豚熱ウイルスが含まれているリスクがあります
- ・豚の飲用水は塩素などで必ず消毒しましょう（一般細菌、大腸菌の検査で確認）
- ・深い井戸（60～70m）の井戸水でも表層水が含まれています
- ・井戸水配管に取り付ける次亜塩素酸ナトリウム注入ポンプなどを利用しましょう
- ・道路側溝の清掃、農場外からの雨水の流入対策を行いましょ

★ワクチン接種都府県における免疫付与状況確認検査の結果

—農研機構動物衛生研究部門における解析結果を報告します—

- 1 農場の初回ワクチン接種以前に生まれた繁殖豚（第1世代）と、初回ワクチン接種から30日以上経過してから生まれた繁殖豚（第2世代以降）について、複数回のワクチン接種を受けている個体に限定し、抗体価（ELISA検査のSP値）の分布を比較（図1）。

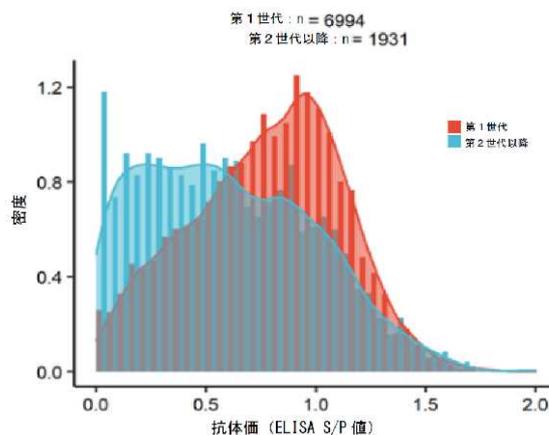


図1

第1世代：明らかなピークあり
第2世代：明瞭なピークなく、広く分布

- 2 個体のワクチン接種から採材までの経過日数に伴う、ELISA検査による抗体陽性率の推移を比較（図2）。

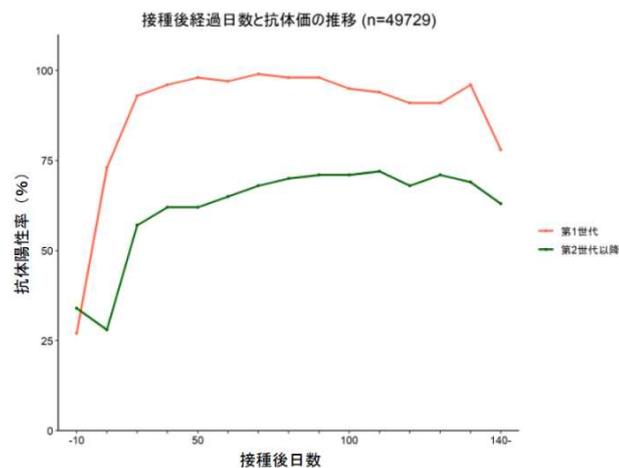


図2

第1世代：接種後経過日数にかかわらず陽性率が高い
第2世代：接種後90日程度までは、接種後の日数が経過するほど陽性率が高くなる傾向

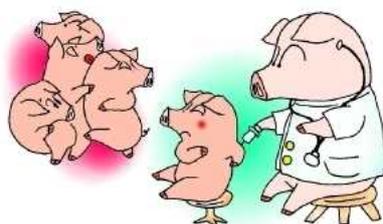
- 3 子豚のワクチン接種時の移行抗体価とワクチンテイク率を判定。

推定移行抗体価 32 倍の場合：120 日のテイク率 73%

64 倍の場合： // 25%

- 4 感染試験において、少なくとも移行抗体価が16倍以下の豚では発症防御されないことを確認。

※ただし、32倍以上で防御されるかどうかについては不明（再度検証予定）。



★口蹄疫とアフリカ豚熱の海外における発生状況と

防疫対策の徹底について

口蹄疫は依然としてアジアで広く発生しており、2022年5月以降、インドネシアにおいて1983年以来となる口蹄疫の発生が複数件報告され、さらに7月には観光地として有名であるバリ島においても発生が確認されています。

アフリカ豚熱については、近年、ヨーロッパ及びアジア（日本、台湾等の一部国・地域を除く）地域において発生が拡大しており、5月には観光地であるイタリアのローマ近郊の野生イノシシで、さらに6月には飼養豚においても発生が確認されています。

6月1日以降、一部の国・地域からの入国者に対する入国時検査の免除等がなされたため、口蹄疫等の発生地域からの人・モノの移動が増加しています。

全国どこでも、家畜伝染病が海外から侵入して発生するリスクが高まっていますので、緊張感を緩めることなく防疫対策を実施する必要があります。

つきましては、下記3項目を中心とした対策の実施をお願いします。

1 畜産関係者等の海外渡航の自粛

（例：感染症危険地域への海外旅行、技能実習生の母国との往来）

2 消毒及び衛生管理区域への病原体の持ち込みの防止の再徹底

- ・従業員への衛生管理区域内への不要物品の持ち込み自粛を周知。
- ・畜舎に入る際の専用の手袋・靴の着用、手指の消毒、当該物品の消毒等の実施。
- ・野生動物進入防止対策として、防護柵、防鳥ネットの点検・再整備。

3 飼養豚の毎日の健康観察、異常豚の早期発見及び早期通報の徹底

<参考>

動物検疫所の5月の畜産物（全ての畜種）検疫数と違法であった割合

携帯品： 4,110件（99.6%）

郵便物： 2,825件（99.6%）

船舶貨物：17,178件（0.2%）

航空貨物： 2,053件（3.4%）

※（ ）違法の割合



★農地を埋却地とする場合の農地転用許可制度について

6月28日付け通知により、「農地法」及び「農業振興地域の整備に関する法律」における埋却地取得に係わる取扱いが変更されました。これにより、埋却予定地が農業用施設に該当することとなり、必要な手続き（農地の区分により異なる）により農地転用許可が得られるようになりました。また、それに伴い、万が一、農業用施設として取得した埋却予定地を埋却地として使用する際、新たな、農地転用許可や開発許可も不要になりました。

農地取得に関する詳細については、市町村や農業委員会にお問い合わせください。

★野生いのしし豚熱検査実施状況について（R4.4.1～R4.6.30検査）

＜西部管内での結果＞

市町村	高崎	富岡	安中	甘楽	下仁田	神流	南牧	上野	合計
検査数	24	6	18	0	0	5	1	2	56
陽性数	0	0	1	0	0	0	0	0	1

＜県内の他地域での結果＞

地域	中部	吾妻	利根沼田	東部	合計
検査数	39	26	5	21	91
陽性数	0	0	0	7	7

★暫定排水基準の見直しがありました

水質汚濁防止法に基づく排水基準のうち、畜産農業に適用される硝酸性窒素等（アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物）の暫定排水基準値が以下の通り見直され、令和4年7月1日から施行されています。

対象となる畜産事業場の方は、浄化槽等の適切な管理とともに、排水の水質検査を

施設	見直し前の基準	見直し後の基準（R4年7月1日以降）
牛施設	500mg/L	300mg/L
豚施設		400mg/L
馬施設		100mg/L（一般排水基準）

定期的に行っていただき、排水基準の遵守に努めていただきますようお願いいたします。

○排水基準

○対象となる畜産事業場

総面積 50 m²以上の豚房、総面積 200 m²以上の牛房、総面積 500 m²以上の馬房を有し、公共用水域（河川等）に排水している事業場

★豪雨災害に対する備えをしましょう

近年、激甚化・頻発化する豪雨による甚大な被害が発生しており、農林水産関係の被害額も年々増加傾向にあります。日頃から、豪雨災害に対して、以下の備えを行いましょう。

また、豪雨等による堆肥及び汚水の流出には、特にご注意ください。

- 最新の気象情報、警報、注意報を常にチェック
- 飼料・燃料・飲水等について、少なくとも1週間以上飼養できる在庫量を確保
- 停電時、飼養管理（保温等）や搾乳及び生乳冷却を継続してできるよう、非常用電源を準備
- 施設の損傷・倒壊・浸水の防止のため、事前に点検及び補修、排水対策を実施
- 飼料作物の収穫作業等は、天候の状況により臨機応変に対応できるための準備をするとともに、冠水に備え、ほ場の排水対策を実施。
- 家畜の避難場所や避難方法などを、車両や資材の消毒等も含め、予め検討
- 人命を最優先に行動し、畜舎等の見回りは、暴風雨等が収まるまで行わない

西部家畜保健衛生所 〒370-0074 高崎市下小鳥町233
TEL 027-362-2261 (緊急時は24時間対応) FAX 027-362-2260

★畜産業を廃業された方に送付された場合は、お手数ですがご連絡ください。